

そのリフォーム 本当に必要ですか？

建築物省エネ法が変わったので、
省エネのリフォームをしないと
罰金ですよ!!

法律は変わりましたが…。

それは「**新築の建物**」が対象です。

今のお住まいは対象ではありません!

悪質なリフォーム事業者にご注意ください!!

法律で省エネ基準への適合が義務化されているのは「**全ての新築住宅・非住宅**」です。今お住まいの住宅は、省エネリフォームをしなくても法律違反にはなりません! ※

※増改築をするときは、増改築を行う部分が省エネ基準に適合する必要があります。



悪質リフォームの被害にあった場合は

契約書面を受け取った日から原則8日以内に書面または電磁的記録（電子メールの送付等）で通告すれば契約解除（クーリング・オフ）ができます。

クーリング・オフの方法（電子メール等の電磁的契約によることもできます。）

- 「契約解除通知書」と題して、「契約日」、「工事名」、「契約金額」、「リフォーム事業者・担当者名」、「契約者の氏名・住所」に加え、契約解除する旨をハガキなどの書面に記載します。
- 表裏コピーを取り、特定記録郵便や簡易書留など「出した日付」がわかる方法で送ります。
- コピーと特定記録郵便などの受取証は大切に保管してください。

おかしいな?と思ったら、一人で悩まずご相談ください。

住まいに関するご相談は

住まいのダイヤル

03-3556-5147

電話受付時間 10:00～17:00
(土、日、祝休日、年末年始を除く)

住宅リフォーム事業者団体登録制度
お近くの安心できる
リフォーム業者の検索はこちら



詐欺に関するご相談は

警察相談専用電話

#9110

電話受付時間 8:30～17:15
(土、日、祝休日、年末年始を除く)

※自治体によって異なります。
※時間外は、24時間受付体制の一部の県警を除き当直又は音声案内で対応します。

契約に関するご相談は

消費者ホットライン

188

電話受付時間 自治体によって異なります。
窓口が開所していない時間帯は窓口の名称、電話番号及び受付時間をご案内いたしますので、開所している時間帯におかけ直してください。